

徳島大学動物実験施設の構造及び動物の利用等に関する基準

(飼育施設の構造)

1. 構造・設備

- (1) 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
- (2) 野生マウス及びハエ、蚊等の害虫の侵入を防止する構造であること。
- (3) 過度なストレスがかからないような明るさ、温度及び通風が保たれる構造であり、又はそのような状態に保つための空調設備を備えていること。
- (4) ケージ等の洗浄及び消毒に必要なスペース、器具及び設備を備えていること。
- (5) 飼育室と外部との連絡箇所は一ヵ所とし、ドアは二重ドアもしくはネズミ返しを設けること。
- (6) 飼育ラック等が過密にならず適切に配置されるスペースがあること。

(動物の管理の方法等)

1. 使用者

動物実験施設を使用できる者は次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) その他、施設長、部局の動物実験管理者が使用を認めた者

2. 使用者の登録

使用者はあらかじめ実験動物利用に関する講習会を受け、所定の様式による登録の申請をし、利用の許可を受けなければならない。

3. 実験計画書の作成

- (1) 動物実験を実施しようとする者は、動物実験委員会が指示する様式に従って動物実験計画書を作成し、動物実験委員会に申請して、その許可を得なければならない。
- (2) 遺伝子組換え動物の使用にあたっては、動物実験委員会の許可に加えて徳島大学遺伝子組換え実験安全管理委員会の承認を受けなければならない。

4. 動物の購入

- (1) 動物実験計画書の承認を得た者が動物を購入しようとするときは、動物種及び利用匹数を記載した「動物購入申込書」を動物実験委員会へ提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 感染事故の発生を防ぐため、搬入可能な動物はマウス・ラットについてはSPF (specific pathogen free) 動物とし、ウサギはクリーン動物とする。

5. 動物の維持

- (1) 衛生上、マウス・ラット等はチップ等の入ったプラスチックケージを利用し、過密にならないよう配慮する。目安として、通常の市販ケージの場合、ラットは3匹/ケージ、マウスは3匹/小ケージ及び5匹/中ケージ程度とする。
- (2) ケージ交換を行う。目安として、ラットは2回/週、マウスは1回/週、ウサギ・モルモットは1回/週程度とする。ケージ交換を定期的に行わず、汚れたケージのまま放置されている

ような場合は、施設長もしくは動物実験管理者はその利用者の使用を取り消すことがある。

- (3) 動物実験は原則として動物実験施設の中で行う。やむを得ず搬出せざるを得ない場合は、あらかじめ、日時、匹数等を施設長、もしくは動物実験管理者へ届け出るものとする。なお、搬出した実験動物の再搬入はできない。
- (4) ケージ等の洗浄・消毒等を行う。
- (5) 飼育室内の清掃を常に行い、整理整頓に注意する。

6. 死体処理

動物死体は黄色のビニール袋に入れ、各動物実験施設ごとに決められた場所に冷凍保存し、処理業者へ引き渡す。

7. 実験動物数の記録

利用者は搬入動物数ならびに処理動物数の記録を保存し、月ごとに集計し、施設長もしくは動物実験管理者を通じて動物実験委員会へ提出するものとする。